

平成 2 3 年 度 事 業 計 画

基本方針

「司法書士は魅力的な職業である。」「司法書士は自分の仕事だけでなく社会的に役立つことをやっている。」「司法書士が居て良かった。」「司法書士になりたい。」という言葉が多くの人々から発せられる、そのような状況を現出することを今年度事業の基本方針とする。

昨今は懲戒事件の増加、登記事件の減少、不祥事の発生と後ろ向きな話題が多くなっているが、もっと司法書士には将来があり魅力的な職能であることを具体的に示すために重点事業を定めた。

登記業務における司法書士の専門性を高め、成年後見制度を担うことの重要性を認識し、簡裁訴訟代理権をさらに活用する方策を実施し、司法書士業務の幅と奥行きを広げることが司法書士を魅力的な職能にすることであろう。

さらに、司法書士制度が社会から問われていることは、司法書士は社会のために何ができるか、何をすべきかということである。プロボノ活動とは、司法書士の持つ知識や経験などを社会に還元することである。当然のことながら、司法書士業務と密接に関連する活動となり、結果的に業務の広がりにつながることはこれまでの例をみても明らかである。

司法書士は、もっともっと外に出て行かなくてはならない。それが、自らのためであり、利用者のためであり、社会のためとなるからである。

本年3月11日に発生した東日本大震災により被災された地域の方々や福島第一原子力発電所のトラブルにより避難された方々を支援するため、昨年度に引き続き、震災復興支援事業を行う。

被災市民に対する相談活動や被災地から避難しているの方々に対する情報提供及び相談活動を進め、現場の声を生かした立法提言なども行う。また、被災地域の復興のためには、被災した司法書士事務所の復旧が欠かせないので、被災会員の復旧支援にも力を入れる。

今年度の事業計画の策定にあたっては、会員業務整備・地域事業推進等特別会計が廃止となることに伴い、事業及び財政の見直しを前提とした。連合会に事業の無駄はないか、優先順位をつけて事業を行っているか、司法書士会やブロック会との事業の重複はないかなどを検討し、事業全体を見直す作業を行い、事業計画を策定した。

その結果、予算としては、前年度より低い金額での予算だてとなったが、これは、事業執行のあり方の再検討による部分が大きく、具体的な個別事業の廃止とか縮小ということではない。

執行体制や担当部署における人員のあり方にも関係するため、また予算案策定の前提とするため、事業執行の組織構成（案）を参考として文末に記した。

緊急対応 ー東日本大震災の復興支援ー

【災害対策本部による復興支援の実施】

前年度に設置された統合災害対策本部及び各災害対策実施本部等により、復興支援策を実施していく。

【被災した司法書士会の運営支援】

被災会である岩手県会、宮城県会、福島県会、茨城会、千葉会に対して引き続き司法書士会の運営に関する支援を行う。

【被災した司法書士に対する支援】

義援金を募集し、被災会員に配分する。

また、被災した司法書士に対する事務所の建て直しや当面の運転資金などのために、司法書士会を通して貸付けを実施する。さらに、資金面だけでなく、事務所の運営に必要なものの提供や「震災復興相談所（事務所）」などの設置なども検討し、状況に合わせて実施していく。

【被災者、避難者に対する電話相談の実施】

司法書士会の協力を得て、全国統一電話番号のフリーダイヤル（0120）による電話相談を日本司法支援センターと共催で実施する。

【司法書士会が実施する被災者、避難者に対する相談会の支援】

司法書士会が実施する相談会等のための事前研修会に講師を派遣する。また、相談会において相談員が不足する場合などの相談員の派遣を実施するとともに、相談員の心のケアへの対応も検討する。

「復興支援相談所（事務所）」の設置を検討し、地域に適した形態で設置・運営していく。

【関係団体との協力、連携関係の構築】

法務省をはじめとした各省庁や行政機関、日本司法支援センター、関係機関と協議し、情報の共有化をはかるなど連携して相談活動及び紛争解決支援などを行う。また、震災に関係した立法提言なども行っていく。

【情報の収集と発信】

法改正や特別立法の状況などの情報を収集し、全国に発信するとともに、全国での活動状況についても共有していく。

重点事業について

1. 司法書士法改正の実現を目指す

日本司法書士会連合会（以下、「連合会」という。）は、現行司法書士法のさらなる改正を目指し、本年2月の連合会臨時総会における「司法書士法改正大綱」の承認を受け、具体的な行動を開始した。

平成15年の「司法書士に対する簡裁訴訟代理関係業務の付与」を皮切りに展開された今次の歴史的な司法制度改革も、平成21年の裁判員制度のスタートにより、約6年をかけて各改革項目の具体的実施が完了し、昨年来その「見直し」議論が開始されている。

司法書士は、制度発足以来今日まで、常に国民の目線で法的問題に関する悩み、不安等を解決もしくは軽減することをその役割として存在してきた。

今一度われわれの職能としての社会的役割を認識しつつ、確固たる法律家としての位置づけを確立するためのさらなる司法書士法改正を実現するときである。

今を生きる司法書士は、登記業務の専門性・独自性をさらに進化させながら、国民のために何をすることができるか、何をしなければならないかを常に考えながら、「法の光を社会の隅々にまで当てるため」、国民の身近な法的問題により的確にコミットすることができる業務範囲の進展、国民の司法書士への信頼を維持し、さらに高めるための研修の義務化、除斥期間を含めた自主懲戒権の取得等を目指し、冷静に、大胆に、そして着実な歩みを進めなければならない。

2. 登記業務における司法書士の独自性・専門性を高める

簡裁訴訟代理業務、成年後見等の財産管理業務及び自死防止対策・生活保護に関するプロボノ活動等、司法書士の活動領域は拡大している。一方、近時、登記事件数の減少が著しく、また簡裁訴訟代理業務にかかる事件、特に債務整理事件の増加と相まって司法書士業務全体に占める登記業務の割合は右肩下がりである。この傾向は、特に若年司法書士において顕著であると言われ、いわゆる「若手の登記離れ」を懸念する声が多い。

しかし、司法書士は、過去長きに渡って不動産登記の9割以上に代理人として関与し不動産取引の安全に寄与し、また商業登記についても相当の割合で関与することで中小企業の予防法務に貢献してきた。例えば、不動産登記における調査確認業務の内容と質を向上して、依頼者の権利をより価値のある確固なものとし、また商業登記業務を通じて、企業の法的運営に助力することなど、司法書士でなければできない専門性の高い登記業務を確立することが必要である。

また、債権譲渡登記あるいは信託登記等新しい登記制度においても、その担い手として司法書士に対する期待は大きく、司法書士の存在基盤を強固なものとするためにも十全に対応すべく事業展開をする必要がある。

我々の存在基盤の中核にあるのは登記である。

3. 人材を育成する

司法書士中央研修所が所管する研修事業は、新人研修であれ、会員研修であれ、企画

し、準備し、実施すれば終わりではない。個別の事業は終結したとしても、間断なく次の事業が待っている。したがって、ある意味で保守的、踏襲的な企画に流れやすく、研修を見直すこと自体に相当のエネルギーを要することになる。しかし、変化のための変化ではなく、研修の構造自体に課題があるとすれば、大胆に研修を見直されなければならない。

今年度、中央新人研修は大きな節目の年を迎える。従来の東西に分かれて集中講義をする方式から、前期を東西に分けた集中講義とし、後期をブロック毎に分け、起案や討論を中心とした研修方式とする。

受身一方の研修から、思考力を鍛える研修となることを期しての変革である。

この前期、後期に分かれた中央新人研修は、少なくとも3年程度は実施し、その実績の検証の上に、内容、方式をさらに検討することが重要である。

会員研修の核となる年次制研修については、前年度から身体的理由で参加できない会員の代替措置が設けられているが、義務研修としての年次制研修の目的が損なわれることのないよう、運用上の意思疎通を図ることも重要である。

研修の主要な目的は、業務に必要なスキルを身に付けることにあることはいうまでもないが、そのスキルを、何のために、どのように使うのか、法律専門職としての自律によってコントロールされたものでなければ、時として害悪にもなることを肝に銘じて研修を実施していくことが望まれる。

4. 地域連携とプロボノ活動を実践する

司法書士が法律家として各種のプロボノ活動を行うことや、業務に関連する社会的課題を解決するための活動に参画することは、いまや当然のこととなっている。司法書士会としては、成年後見業務に関連して高齢者虐待防止への取組みや、多重債務問題に関連して自死防止対策への取組み等を既に開始しているところである。

しかしながら、これらの取組みはひとり司法書士などの法律家だけで解決できるものではなく、その課題に応じた専門家をはじめとする地域社会全体が協力することによって解決の道も開かれるのであり、地域連携が不可欠である。

司法書士は市民の日常の暮らしに関する法律問題について様々な場面で関わる法律専門家であり、法的な意味合いでの弱者を支援する立場として地域社会に深く根付いている。この利点を活かして社会的な課題に取り組むうえでは、その課題の解決に必要な専門家や団体あるいは行政にも積極的に連携を呼びかける立場にある。

一方で、司法書士の業務範囲外や関心の薄い分野の社会問題であっても、その背景に法律問題が含まれている場合もあり得るので、必ずしも司法書士が地域連携のコーディネーターである必要はなく、連携の一員としての役割を果たすことも極めて有意義なことである。

これまで債務整理、成年後見などプロボノ活動が業務につながって来た経緯がある。また、法律専門家としての社会的な責任を考えると、司法書士の知識や経験などの能力を生かして社会的に貢献すべきである。

全国では多くの会員が様々なプロボノ活動をしている。このような活動の調査を行い、司法書士がプロボノ活動をするための情報を提供し、新たなプロボノ活動やこれまでも

行われてきた活動を推進し、司法書士業務の幅を広げていく。

5. 法的サービスの提供を拡充する

司法書士が行う国民に対して提供する法的サービスの拡充は、連合会事業としても重要なものである。なかでも司法書士へのアクセスの拡充は、司法制度改革が目指す総合法律支援の実施及び体制整備に直結する活動である。

連合会では、法的サービス拡充事業として、引き続き相談事業（総合相談センター）の推進、法テラスとの連携強化、司法書士過疎対策の実施、司法書士ADRの推進、法教育の推進を行う。

上記事業は相互に関係するものであり、まず相談事業を推進することにより司法書士相談の間口を広げ、総合相談センターを起点として司法書士へのアクセスを高めるとともに質の高いサービスを提供しなければならない。また、総合相談センターは、法テラスとの連携を強化することにより、情報提供業務の受け皿として、民事法律扶助による法律相談の実施場所としてさらなる機能を果たすこととなる。

相談事業等を含めた司法書士による法的サービス拡充をあまねく全国において進めるには各地に人的基盤を形成する必要がある、その実現を可能とするのが司法書士過疎地解消事業である。さらには市民の多様な紛争解決ニーズに対応すべく司法書士ADRの推進が必要であり、市民の紛争解決能力を高めるために予防司法の観点から法教育の推進も必要となる。このように法的サービス拡充事業は様々な角度から総合的に展開されなければならないものであり、司法書士会、ブロック会及び連合会が組織一体となり、より実効性のある事業執行を推し進めていく。

6. 財産管理業務等の新分野の業務を広げる

成年後見業務ばかりでなく、未成年後見業務、相続人不存在の場合の財産管理、不在者の財産管理など、司法書士が財産管理業務を行うケースが増加している。これには、財産管理人候補者名簿を作成し、家庭裁判所に提出している司法書士会があるように、地域での裁判所との関係づくりが重要である。

一方、債務整理業務の生活再建支援の一環としての生活保護の受給申請に関する相談を受けるケースも増加している。

さらに、ADRにおける代理人となることもあるが、これはこれまでの訴訟代理人とは異なる方法論、思考回路、支援方法が要求される。このようなADR代理を実践していくことが、司法書士の専門性を高めることにつながるとも考えられる。

このように司法書士にとっても、新しい分野の業務は日々発生している。その業務を多くの会員が実践し、さらにすそ野を広げ、充実した業務ができるように司法書士会等からの情報収集や問題点及び課題の克服、全国への周知などを行うことによって、司法書士が行うサービスの拡充を進めていくことが利用者の利便の向上につながる。

7. 組織財政を改善する

連合会という組織がより強くなるためには、執行部が会員の厚い信頼に支えられる体制が必要であり、同時に執行部がその信頼に応える責任ある執行を行うことが求められ

る。そのような会員と執行部の信頼関係をより強くするため、さらなる組織の充実が欠かせない。

組織の改革と改善は、組織全体を見て行う必要がある。総会の審議充実のための方策や役員員の員数、選任方法について見直しを行うことが、組織の充実につながると考える。

また、役員員の業務分掌やこれを支える委員会のあり方などについて、役員員の常務を補佐し、日々の執行が的確・迅速に行われるような改善を進めなければならない。

財政の改革と改善は、効率的な事業執行とその検証システムの問題である。会費改訂により、今後数年間は厳しい財政運営を求められるため、今まで以上に費用対効果を意識した執行を行うことが重要となる。予算・決算の原案の立案や執行状況の分析、事業評価制度の具体化など、専務理事、常務理事及び担当常任理事をサポートする仕組みを構築していく必要がある。

事業計画

第1 司法書士法改正の実現

【「大綱」の実現に向けた対応】

第73回連合会臨時総会において「司法書士法改正大綱」（以下、「大綱」という。）が承認された。また、大綱に関して「司法書士法の抜本的な改正実現を求め、1. 使命規定の創設 1. 相談に関する規定の整序 1. 法律関係に関する文書の作成権限の明確化 1. 懲戒請求における除斥期間の創設 の各事項につき速やかに整備することを求める決議」が第72回連合会定時総会で可決されている。

これを受けて、司法書士法改正の具体化に向け、大綱内容の外部表明に関するさらに適切な資料の検討並びに作成を進める。

また、司法書士法改正実現に向けて、法務省担当部署などとの協議または打合せを積極的に働きかけ、並行してその他の国家機関ないしは利用者たる消費者団体・企業団体などに対し説明・協力要請のための活動を行う。その時期を十分に勘案しつつ関連団体と協力して政党及び国会議員等への説明及び陳情活動を行う。

さらに、臨時総会にて承認された大綱につき、今後具体的な法改正作業を進める中で法改正要望事項の追加、変更、削除の必要があると判断した場合は、その内容を検討して原案を策定し、理事会等の承認を得たうえで各司法書士会などへの意見照会を行う。意見照会後は結果の集計、分析、検討をして、大綱を進展させた「司法書士法改正要綱（案）」の策定を目指す。その際は、改正要望事項の実現可能性等を加味しつつ、全体の整合を図りながら取りまとめ作業を進める。

【司法書士法改正学術審議会（仮称）等の設置】

次期司法書士法改正を実現するためには、司法書士界内部のみの論議に留まることは許されない。今次法改正作業は、司法書士制度を市民の目線から使いやすく頼りがいのある制度として進展させることが第一義的な目的である。したがって、外部の客観的な視点から司法書士制度の当該目的達成のために必要な認識、方法論などへの提言等を受けるため、有識者等による標記学術審議会（仮称）等を設置する。

【会内外への周知活動の展開】

司法書士会及び会員の司法書士法改正実現に対する意識を醸成し、これを高めるため、本年度も引き続き、司法書士会等からの要請等に基づき説明会及び研修会に講師を派遣する。

また、司法書士会及び会員に対する情報発信として、司法書士会あて文書による通知のほか、月報司法書士や日司連会員情報システム（NSR2）等を利用するなどして、法改正作業状況等の情報提供を行う。

第2 業務及び制度の推進・拡充

1. 登記業務・制度の推進

【不動産登記業務の推進】

一定水準の調査確認業務を行うためには、司法書士が行うべき調査確認事項と調査

確認の内容を明確にして、司法書士が必ずこれを行うことが必要である。登記原因証明情報を、単に登記が受理されるための情報にとらえるのではなく、原因である法律行為などの成立、有効性、効果の発生にかかる事実（条件の成就、債務の履行など）などを正確に記載することが必要であり、さらに、司法書士が確認した登記原因を推認できるような事実をも記載すべきである。

犯罪による収益の移転防止に関する法律による記録ばかりではなく、司法書士の職務上行った調査確認の記録とその確認に用いた資料は、司法書士自身の記録として残すことが必要である。また、それらの情報のうち、個人情報とされない部分の情報を、司法書士間で共有できれば、登記名義人の権利の調査に資するものとなる。それらのためにも、記録等を保管することと、一定条件下での記録の共有は不可欠なものとなる。安全で永続性があり、個人情報の保護に問題のない範囲で記録の共用が可能な方法でなければならない。そのためには、連合会もしくは連合会が関与する機関において、電磁的方法で保管することが適当だと考える。

司法書士が関与する登記原因証明情報の充実のための方策を講じるとともに、保管すべき司法書士の調査確認の記録等を明確にし、前年度に検討した電磁的保管システム（業務記録のデータベース構築）案に基づいて、その構築のために、具体的なシステムを決定し、必要な範囲で構築作業に着手する。

登記原因証明情報の充実策として、連合会が示した登記原因証明情報の記載事項や記載方法について、再度検討を進めるとともに、特に売買等の所有権に関連する登記原因証明情報についての普及に必要な広報やマニュアルの策定を行う。

また、記録の電磁的保管システム構築のために必要な情報共有と個人情報との関係、会員の利用のインセンティブ、登録を取り消した会員などの記録の保管方法等の検討を行うとともに、具体的なシステムについて、システム構築を行う業者の選定やシステムを決定する。

【新オンラインシステムの検証とオンライン申請の促進】

司法書士の登記業務、特にオンライン申請の実態などを把握し、将来的にはオンライン申請が主流となるとの認識から、オンライン申請に対応するための方策を行う必要がある。

新オンラインシステムの利用の状況を踏まえ、法務省等の関係機関に必要な要望や提言を行うとともに、司法書士会員のオンライン申請の実態と問題点の把握のための調査を行う。また、会員におけるオンライン申請利用の促進を図るため、会員向けの情報提供や研修などを実施するとともに、引き続き金融機関などにも理解を求め、また、国のいわゆるオンライン申請利用促進策を今後とも維持することを求め、そのために有用な方策を検討する。

【不動産登記法の改正】

「登記原因証明情報制度」「資格者代理人による本人確認情報提供制度」「登記原因証明情報の閲覧制度」について、不動産登記法及び司法書士法の両側面から、さらに掘り下げて検討し、現状における司法書士の実務実態に則した不動産登記制度、さらには、

将来の理想像を視野に入れた不動産登記制度とするための不動産登記法につき、会員の意見を集約するなどしてさらに検討を進める。

【商業登記業務・企業法務の推進】

司法書士が、中小企業支援の分野に関わるためには対外活動（地元商工会や経済団体等との関係づくり）を充実させる必要がある。中小企業の抱える法的問題解決の支援及び事業承継などについて、これらの団体とどのように連携すべきかを検討する。

また、企業内司法書士の実態を調査・検討し、コンプライアンスQ&Aの内容の充実をはかる。動産・債権譲渡登記やABLについても、研修会への派遣や情報収集に努める。

平成25年までに社団・財団法人の公益認定への移行が完了するが、現段階では5%程度しか認定がなされていない状況の中、今後、移行件数の増加が見込まれた場合、内閣府において定款変更の審査が処理できず、実務家の協力が必要であるとの声もある。認定委員会は都道府県単位にあることから、連合会として組織対応できるかを含めて検討する。さらに、各法人の運営に関する取り扱いについて調査・検討し、取り扱いに問題となる点がある場合には、関係官庁等において適切な措置がとられるよう働きかける。

また、平成24年3月末までに会社・法人登記事務の集中化が完了する。登記所適正配置の実施に伴い、証明書発行請求機の配置が進められていることから、これらに関する問題点を把握し適切な対応を法務省に求める。

その他、会社法及び商業登記業務に関する情報を適宜収集し、会員に提供する。

2. 民事法改正への対応

法務省法制審議会民法（債権関係）部会の「中間的な論点整理」について検討するほか、民法（債権法）の改正に対する情報収集並びに会員に対する研修及び関係団体との意見交換を行う。

また、民法（債権法）の改正以外においても、民法（物権法）の改正や会社法などの司法書士に関係する法改正等について、情報収集及び検討、情報交換等を行っていく。

特に会社法については、法制審議会の会社法制部会において、会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方、親子会社に関する規律について検討が行われている。本年夏頃に出される予定であった中間試案については、東日本大震災の影響により取りまとめが延期されることとなったが、引き続き法制審議会の動向を注視し、会社・法人登記事務を行う司法書士の視点から意見を述べていく。

3. 裁判事務の受託促進

一般民事事件の受託推進のために、個別労働案件に関する研修会及び意見交換会を実施する。さらに、一般民事事件の受託に対する障壁を取り除くために事例を用いたマニュアルを作成し、一般民事事件の受託経験者の体験を共有化するなどの支援策を実施し、より多くの会員の事件受託を推進する。

また、例年どおり「裁判事務に関する調査」を実施し、会員の裁判事務に関する動向

を分析する。

4. 法的サービスの拡充

【相談事業の推進】

総合相談センターは、平成17年度より各地に設置され、現在全国に131ヵ所、年間の総相談件数は約7万件にのぼり、市民の司法アクセスの拡充のみならず司法書士の社会的認知の拡大においても十分な成果を挙げている。

しかし、より利便性の高い機関として市民の利用につなげるためには、事業開始後6年が経過するこの機に、いま一度利用者の視点から総合相談センターを見直すことは重要な作業であり、前年度実施した利用者満足度調査の結果をもとに課題及び問題点を抽出し、司法書士会担当者とともに総合相談センターの組織・運営のあり方や将来の事業の方向性等について検討を進める。

また、総合相談センターに対する市民の信頼は、司法書士に対する信頼そのものであり、総合相談センターでは常に質の高いサービスの提供がなされねばならない。そのため、これを担保する相談員研修は重要であり、各地における研修会の実施促進を図るべく講師派遣等のフォロー策について検討、実施する。

【法テラスとの連携】

① 民事法律扶助事業の推進

地道な実績の積み重ねに基づき司法書士のさらなる活用が期待されるため、引き続き民事法律扶助事業の推進を重要課題の1つと捉え、司法書士会及び司法書士の協力を仰ぎつつ積極的に取り組んでいく。

具体的には、まず司法書士の意識啓発が重要である。引き続き民事法律扶助に関する研修会及び説明会の実施促進を積極的に進めるとともに、司法書士による民事法律扶助の利用を促進するためのマニュアルの作成、司法書士の活用を促進するための広報活動をあわせて進め、民事法律扶助サービスの供給能力と質の向上を進めていく。

さらに、直近の重要課題としては、司法書士による民事法律扶助のアクセスポイントを拡大するための総合相談センターの指定相談場所化である。これは市民の利便性が高まると同時に司法書士による取扱事件数の増加にもつながるものである。各総合相談センターの対応体制にも関わる部分であり、司法書士会及び担当者とともに十分に協議の上、慎重かつ積極的に進めていきたい。

② 電話相談センターの運営

法テラスコールセンターは本年4月より仙台へ完全移転したことから、オペレーションなどサービスの低下を招かぬよう十全な対応が求められる。このような状況下で、電話相談センターの存在意義はより高まるものと考えられることから、さらに厚い信頼を獲得する好機であると捉え、引き続き協力を求めて対応体制の強化に努めるとともに相談員に対する説明・研修会を開催して対応スキルの向上を図るほか、連合会主催によるオペレーターに対する研修会を企画・実施して、司法書士相談機関に対する適切かつ確実な振り分けがなされるよう措置を講じる。

【司法書士過疎・偏在地域〔司法過疎〕の解消】

現在の司法書士過疎の状況は司法書士制度の維持・発展にも影響を及ぼしかねない深刻な事態であると捉えており、ブロック会及び司法書士会の協力のもと、すべての国民が等しく司法書士の有用性を実感できるようサービス提供体制の整備を目指していく必要がある。その基礎となるのが、司法書士をあまねく存在させ続けるための司法書士過疎対策であり、これにより司法書士は“アクセスが容易である＝身近である＝いつでも・どこでも・気軽に相談できる”存在として社会において機能する。

当面の目標は、少なくとも10年前の平成14年司法書士法改正の動きの中で司法書士の有用性や可能性が見出された当時と同じ水準に司法書士をあまねく存在させることである。以下に掲げる事業をバランスよく組み合わせるとともに、ブロック会及び司法書士会との効率的な事業連携を図りつつ向こう5年間で実現に近づけることを目標とする。

① 司法過疎地開業支援

司法過疎地を根本的に解消するには、当該地域における司法書士の開業を促進し、定着を支援することが重要であるとの基本姿勢から、根幹事業として司法過疎地開業支援事業を実施している。前年度までに合計で36名の会員の司法過疎地での開業・定着を支援するとともに、4つの司法書士法人の司法過疎地への従たる事務所の設置を支援している。同事業により着実に実績があらわれており、引き続き継続して実施する。また、開業支援とあわせて、司法過疎地現地調査の実施、司法過疎地開業支援フォーラムの開催、司法過疎地事務所ガイドの作成・配布、司法過疎地配属研修の実施なども進めている。

② 巡回法律相談の推進

司法過疎地の中には、一定の法的ニーズはあるものの開業可能性は低く、開業・定着支援による司法過疎解消を図ることができない地域も存在し、このような地域においては巡回法律相談をはじめとする組織による法的サービス提供事業が必要となる。なお、一部のブロック会及び司法書士会においては、すでに司法過疎対策を目的とする巡回法律相談を展開していること、また各地域の個別具体的な実情等を知り得るブロック会及び司法書士会がその実情等に合わせて巡回法律相談を実施する方がより実効的であることから、ブロック会及び司法書士会が行う司法過疎地巡回法律相談の実施を支援していくこととする。なお、巡回法律相談の実施を支援するにあたっては、島嶼部など司法アクセスが特に困難な地域や、登記所及び簡易裁判所が統廃合された司法サービスが著しく低下した地域についても考慮して進める。

③ 司法書士相談所（仮称）の設置

前年度より新たな取組みとして「司法過疎地司法書士相談所（仮称）」の開設を進めており、本年2月、第1号となる鹿児島県南大隅地区司法書士法律相談センターを鹿児島県錦江町に開設した。この相談所は、担当司法書士が交代で常駐する公設の司法書士事務所に近い形態のもので、司法書士総合相談センターといわゆる公設事務所の中間に位置するイメージである。総合相談センターとの違いは、常駐する司法書士にいつでも必要なときに相談できる点、相談後の受任及び受託を含め法的トラブルの解決までサポートする点などである。より地域に密着した相談機関であり、地域コミュニティを育む

場としても活用される可能性があり、市民と司法書士をよりいっそう近づけるものとして大いに期待される。

一方、公設事務所については未だ検討段階であるが、規定及び運用の整備や財政確保の問題がクリアされれば、この相談所のノウハウを活かして将来的に公設事務所へと発展させることも想定する。さらに、司法過疎地での開業を予定している会員等を養成するための公設事務所の設置についても引き続き検討していく。

【裁判外紛争解決手続（ADR）の推進】

司法書士ADRを推進する目的の一つは、司法書士の業務として和解の仲介ができる（民間の調停人になれる）ようにすることである。そのためには、認証紛争解決機関で民間調停の実績を積むことが第一であると考え、司法書士会調停センターの設置及びADR法に基づく認証の取得を推進する。

調停実施者及び研修講師養成については、司法書士会及びブロック会に移譲し、連合会はその費用を負担する。

また、ADRのあり方や調停における「市場」の開拓や仲裁制度の検討については、連合会としても引き続き取り組んでいく。

【法教育の推進】

司法書士は法律専門家として、法教育において積極的役割を果たすことが求められており、法教育の普及及び推進に向けて、教育機関及び関係者並びに関係団体及び機関等と連携し、法教育の実践を進めていく。

具体的には、教材の作成などを通じ、司法書士会等が実施する高校生等に対する法律教室の実施を支援するとともに、「高校生等への法律教室事業」の活動等に関するアンケート調査を実施し、各地における実施状況等を把握し、これをもとに司法書士による法教育活動の取組みを会内外へアピールする。

また、大学等と消費者教育・法教育に関する共同研究事業を行い、研究授業を行うほか、法務省法教育推進協議会及び日弁連消費者教育推進懇談会に参画するなど、関係機関・団体等との交流及び連携等を行う。また、関係する学会等に参加し、情報収集を行うとともに司法書士による活動等を紹介する。

その他、中学校や高等学校などの教科用図書に法律専門家たる「司法書士」の名称並びに制度及び業務等の概要について明記されるよう関係各所に要望するなど対応する。

5. 成年後見業務及び財産管理業務の推進

【成年後見業務等の推進】

成年後見制度への取り組みに関しては、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと連携して事業を実施するが、成年後見人等の養成など実務上のサポートは、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが担当し、法改正や制度面の対応は連合会が担当することとしたい。成年後見制度に限らず、高齢者や障害者の権利擁護に関する活動をしていく。

例えば、前年度検討した本人死亡後の事務について手引書を冊子化し、高齢者の取引

に関する研究については指針などを示す他、後見事務における問題事例の収集および検討、成年後見人等の医療行為の同意に関する問題をはじめとする法改正の提言等をしていく。

不在者の財産管理業務や相続財産管理業務については、家庭裁判所に財産管理人候補者名簿の提出を促進するなど、財産管理業務が行いやすい環境整備に努める。

未成年後見について、調査を実施し、会員が実務をするための環境を整備する。

【民事信託の研究及び推進】

民事信託についてのニーズ調査等を行い、事例調査及び意見交換を実施する。民事信託の受け皿となる団体設立に向けて具体的な検討を実施する。また、成年後見制度と関連した民事信託の普及に関するシンポジウムを開催する。

6. 消費者問題対策

【多重債務問題対策】

改正貸金業法の完全施行や株式会社武富士の会社更生手続きなど、消費者金融をめぐる状況に注視し、どのような事態にも遅滞なく適切な対応がとれるように情報収集及び調査、研究を進める。

また、金融庁等の行政の施策にも協力し、多重債務問題の解決にむけて対策をとる。

一方、司法書士の実務支援方策として、破産申立てに関する実務DVDの資料等を作成する。

【債務整理における執務のあり方に関する検討】

債務整理業務における代理権の範囲に関する考え方及び書類作成業務のあり方について検討し、連合会としての考え方をまとめる。また、報酬や広告を含めた債務整理事件の処理のあり方について、引き続き検討する。

【悪質商法問題対策】

改正割賦販売法・特定商取引法の施行により、悪質商法被害救済の実務は前進を見ることとなったと思われるが、それを検証するために被害事例の検討、同法を活用した事案解決例の収集、検討及び情報発信等をする。

【消費者行政との連携】

消費者契約法の改正に対応する。

消費者庁等の消費者行政に対し、消費者被害の実情に関する情報提供を行う等、現場の声が反映された消費者行政に向けて積極的に働きかけを行なっていく。

また、司法書士会と消費生活センターとの連携強化のため及び新たに消費生活問題に取り組む司法書士への研修として、消費生活問題をテーマにした事業を行うなどし、各地における行政、関連団体等とのネットワーク作りを促進する。

第3 地域での連携とプロボノ活動、人権擁護活動

【高齢者・障害者の虐待防止活動】

高齢者、障害者の虐待防止に関する研修会へ講師派遣や情報提供、意見交換等を行い、司法書士会会員の関心、意識を高める。同時に、法律実務家として地域包括支援センターとの連携を推進する。

虐待防止に関するセミナー開催やリーフレット、実務マニュアルの作成を検討する。

【自死防止対策活動】

内閣府等の行政機関をはじめ、国立自殺予防総合対策センターや各地の精神保健福祉センター等の機関とも連携を深める。また、地域活性化交付金制度を利用した自死防止対策を地方公共団体とともに推し進め、行政等の施策にも協力する。

自殺防止大綱の見直しも予定されているので、自死防止に取り組む他の団体との意見交換等を行うと共に政府に対して提言も行う。

司法書士会会員への自死問題への取り組みに必要となる知識や執務姿勢の周知と自死問題のような広範な背景を持つ社会的課題に専門職として取り組むことの意義や可能性を伝えるため研修会への講師派遣等を行う。

また、司法書士会が地域の精神保健福祉センター等との連携を円滑に進めることができるための支援を行う。

【経済的困窮者の法的支援の推進】

司法書士会に対する経済的困窮者を対象とした法律支援事業の助成を実施する。また、経済的困窮者への法的支援に関する研修会を実施する司法書士会に講師を派遣するなど、経済的困窮者に対する法的支援活動を推進し、経済的困窮者の権利を守る活動をする。また、特に経済的な問題を抱え、犯罪を犯した人たちの再犯防止の視点から、更生保護活動への取り組みを検討する。

生活保護や情報開示に関する問題を中心として、行政に対する不服審査制度と司法書士の関わりについて検討する。

【子どもの権利擁護活動】

児童虐待の防止や子どもの視点での権利擁護活動を中心に、児童、未成年者の権利擁護に関する問題について調査、研究等の活動をする。

なお、調査・研究等については、当事者団体、関係機関や研究者等との連携をはかるとともに、活動の成果を発表し、社会に問題提起や提言などを行う。

【犯罪被害者等の支援活動】

犯罪被害者を支援するために、現状における司法書士業務を推進することで、これまで対応できていなかった刑事司法の分野について、民事上の和解、被害者加害者調停の実施など具体的な提案をしていく。そのために犯罪被害者支援に関する研修会に講師を派遣する。対外的には、犯罪被害者支援団体等が主催するシンポジウム等に参加し、情報収集し検討に役立てる。

第4 メディア対応と制度広報

近年、連合会が各種のメディアから取材を受けることが加速度的に増加している。絶大な広報効果をもたらす報道記事の基礎となる取材への対応は、慎重かつ戦略的である必要があり、対応する役員にはメディアトレーニングの経験など一定のノウハウが不可欠である。特に不祥事に対応するクライシスコミュニケーションでは専門的知識や情報も必要である。

従来は広報部門担当理事や常勤役員が必要に応じて対応してきたが、取材内容の質や数の増加から専属的に対応する部署が必要であり、司法書士会についても同様な対応が求められることから、ノウハウの蓄積や提供を行うため新たに「メディア対応室」を設け、広告的広報以外の情報発信や取材対応を中心とするパブリックリレーションズ戦略に対応するための活動を行う。

【メディア対応】

「メディア対応室」を設置し、メディア取材に専門的に対応するとともに、会長声明やプレスリリースなど対外的な情報発信を行う。

さらに、制度PR戦略の企画・実践やクライシスマネジメントに関するノウハウの蓄積等を行うと同時に、司法書士会に対するこれらノウハウの提供やPR戦略情報の提供を行う。

【司法書士制度についての戦略的広報】

今年度はPR分野の基礎レベルアップを中心とした活動に専念することとし、平成24年度以降の制度広報戦略の企画立案を行う。

【日常的取材対応活動等】

取材記者への対応は、メディアリレーションの構築のためにも極めて重要な仕事であり、広報チャンスの拡大に繋がる貴重な機会でもある。

さらに機会を捉えて記者懇談会や記者レクチャーなどを開催し、実効性のあるメディアリレーションの構築も可能なメディアから実践していく。

また、取材対応での記者への手渡し資料である「報道基礎情報集」や広報担当役員の手引書「広報マニュアル」の改訂を行う。

【クライシスコミュニケーション】

社会に影響を及ぼすような不測の事態が生じた場合、ダメージを最小限に留める「情報開示」を基本とした、メディア（＝市民社会）に対する迅速なコミュニケーション活動たる「クライシスコミュニケーション」（危機管理広報）は、司法書士制度にとっても、連合会や司法書士会に必要な対策である。そこで、専門家から最先端情報やノウハウを学習し日司連メディア対応室で蓄積するとともに、研修会の開催など、人とノウハウ資料を提供できる体制を構築する。

また、同時にクライシスコミュニケーションの前提となる「リスクマネジメント」→「リスクコミュニケーション」に関する情報も集積し、司法書士会に対する啓発活動も

積極的に行う。

【広告（AD）活動】

日刊新聞全国紙への意見広告、又は出版社との連携によるアドバトリアル（編集タイプアップ）等活字媒体での制度広報事業を行うこととし、人権関連雑誌・一般総合雑誌等への出稿を選択的に実施する。

【ウェブサイト（ホームページ）の維持・管理及びコンテンツの改訂・拡充】

制度広報のインフラと位置づけ、最新情報の更新と維持管理体制を拡充させ、SEO（検索エンジン最適化）対策を行う。また、社会性に配慮し必要に応じコンテンツの改定や拡充などを行う。

【司法書士アクセスブック、制度広報用リーフレット、パンフレットの増刷】

司法書士アクセスブック及び各種の広報用リーフレット、パンフレットについては、必要に応じて増刷する。

【全国一斉相談キャンペーン事業の実施】

「成年後見相談」「法の日法律相談」「労働110番」「相続登記はお済みですか月間」を実施する。広報手法としてリーフレットデザインを司法書士会に提供する。法の日法律相談では例年どおりラジオによる広報を実施する。

【「司法書士の日」記念事業の実施】

8月3日の「司法書士の日」には、前年度と同様にロザンを起用したポスターの作成・配布を行う。また、司法書士会に対する推奨事業として「一日司法書士」の企画提案を行う。併せて、可能な限りロザンを起用したテレビCM素材、その他の広報用素材を司法書士会に提供する。また、平成24年が「司法職務定制」の制定から140周年にあたることを踏まえて、平成24年度の「司法書士の日」の記念事業について検討する。

【市民公開シンポジウムの地方開催】

連合会主催の市民公開シンポジウムを司法書士会主管により全国2ヵ所程度で開催する。シンポジウム自体の広報効果と開催地域における報道による増幅的広報効果を狙うものである。

【全国広報担当者会議の開催】

司法書士会広報担当役員を対象に、広報の基礎知識からPR戦略までの知識・情報の習得と広報事業のあり方を協議するため、全国広報担当者会議を開催する。

【全国森林組合連合会との協力】

地球温暖化防止森林吸収減対策の一環として、森林所有者に間伐等の森林整備の働きかけを行うため、森林組合との協力関係を維持し、森林を対象とした相続登記相談会を

合同で開催するなどの事業を行う。

【月報司法書士の編集、発行】

『月報司法書士』に関しては、月刊印刷物であるため情報伝達の迅速性には不利な媒体ではあるが、毎回テーマ毎に「特集」を掲載するなど可能な限り時宜に応じた編集を心掛ける。

また、司法書士以外の方々の寄稿を積極的に受け入れ、司法書士以外の視点から司法書士や司法書士会の活動を論じてもらえるようなコーナーの充実を図る。

月報は基本的にはインターナルコミュニケーションツール（内部向け機関誌）ではあるが、同時に法律文献誌としての性格も併せ持ち、研究者の間では掲載論文が援用されることも多くなっている。また、対外に向けてのオフィシャルな広報誌でもあるので、司法書士（制度）広報媒体としての性格も併せ持つことをより意識して編集にあたる。

第5 組織の充実

1. 組織財政の改革・改善

【組織の改革・改善】

連合会の組織全体の改革を行うためには、執行部全体としてこの問題に取り組むことが必要である。総会の審議充実のための方策や役員員の員数や選任方法について、見直しのための具体的な検討を行う。

役員員の常務を補佐し、執行の恒常性と連続性を確保するために必要な会則や規則等の整備を行っていく。

【財政の改革と改善】

事業の費用対効果等の検証を行う組織を設置し、予算・決算の原案の立案や執行状況の分析、事業評価制度の具体化など、専務理事、常務理事及び担当常任理事をサポートする仕組みを導入する。

2. 会員指導

【綱紀、注意勧告の運用改善】

綱紀調査委員会規則基準及び注意勧告運用規則基準の改正に伴い、司法書士会の運用を平準化するため、各規則の運用に関して情報収集及び検討を行う。

また、司法書士会における綱紀調査委員会の調査、注意勧告小理事会の審査に関する相談を受け付ける。

【懲戒事案の調査】

懲戒処分について、事実認定、法律の適用、他の事例との比較等において検討が必要な懲戒事案については、司法書士会及び当該会員の協力を得て調査、分析を行う。また、懲戒事案に関する調査の結果等に関して、法務省と協議をする。

【執務指針の策定】

司法書士の業務及び関連法令等の知識に関して調査及び検討し、執務に関する事項についてまとめたものを指針として策定する。

特に、個人情報保護法等の司法書士業務と密接に関連し、法令上遵守すべき事項の徹底を図る。

【司法書士倫理の向上】

司法書士倫理事例集の事例は平成16年当時のものであり、その後の専門家倫理に関する判例や学説の推移及び懲戒事例を考え、倫理の注釈を含めた司法書士倫理事例集の全面的な改訂を行う。併せて、「司法書士倫理」の注釈を全面的に改訂する。

【司法書士の民事責任の整理】

司法書士の民事責任に関する判例は数多く、研究者による論究もなされているが、これらについて、司法書士の立場から解説を行ったものは見当たらない。

そこで、司法書士の民事責任に関する判例を整理し、何が問題とされたか、司法書士の注意義務についてどのように捉えているかなどについて調査し、研究者及び弁護士等の評価、解説について研究する。

【弁護士の懲戒事例の研究】

弁護士の懲戒事例は、同じ法律専門家として参考になる点が多い。また、弁護士会と日弁連の見解が分かれた事例も多いので、それらについて研究し、司法書士の懲戒事例と比較研究を行う。

3. 統計データの収集

司法書士に関する統計データ収集の方法を定め、比較検討可能で統計として意味のあるデータを集積するシステムを構築する。

収集したデータを加工し、司法書士の制度広報に資すること等を目的とし、「司法書士白書」を発行する。

4. 災害対策と市民救援活動

東日本大震災で被災した司法書士の事務所復興のため、司法書士会と協力して支援活動を行う。また、被災者等への相談活動に対して情報提供や資料の作成、相談員の派遣等を実施する。

災害発生時における、被災者に対する迅速な司法書士の法的サービスの提供システムを構築し、災害地の状況等の市民救援活動のための調査を行い、市民救援活動の決定を迅速に行うとともに市民救援活動の在り方について再検討を行う。

司法書士会及び司法書士に対して危機管理意識の啓発を行い、災害発生時における地域での連携のためのネットワーク作りを推進する働きかけを行う。

また、被災者等に対し法的支援を行った司法書士会及び司法書士を支援するとともに、口蹄疫による被害者に対する法的支援を行った司法書士会を支援する。

第6 人材育成、業務開発

1. 研修事業

【新人研修の実施】

新人研修事業は、これから司法書士業務を行おうとする者に、司法書士としての職責、倫理を理解させ、司法書士が業務を通して社会においてどのような役割を果たし、市民（社会）と関わっているかを伝えることにより、自己の司法書士像を描く機会を与えるとともに、業務を行うにあたっての最低限必要な知識を修得させることを目的とする。

今年度の新人研修事業は、より実効性のある研修を目指し、中央新人研修を東西2会場で行う講義形式の「前期中央新人研修」と、原則特別研修の会場で行うゼミナール形式の「後期中央新人研修」に分割し、「前期中央新人研修」と「後期中央新人研修」の間にブロック新人研修を実施する。

このドラスティックな変革を実施するため、中央研修所、各ブロック会及び各司法書士会との連携を密にするとともにその協力体制を見直す。

① 中央新人研修

＜前期＞ 3日間

講義内容は、大会場での講義を想定し、現行の課目やカリキュラムから集合研修に即したものに集約または新設することを検討する。

＜後期＞ 4日間

各地特別研修会場を中心に15名程度のグループ研修を実施する。

講義内容は、不動産登記業務・商業法人登記業務・訴訟業務・司法書士倫理についての事例研究などを行う。

② ブロック新人研修

より実効性のある新人研修を実施するためには、中央研修とブロック研修の連携が必要不可欠である。

中央新人研修の趣旨・目的、具体的カリキュラムをブロック新人研修実施担当者に伝え、両者の整合性を図るとともに、各ブロック会の特色ある新人研修実施を図る。さらに、中期的な視点に立ち、ブロック新人研修実施担当者と強調しながらよりよい新人研修を目指す。

③ 司法書士会研修(配属研修)

全国的に配属研修がスムーズに実施されるよう、研修制度研究部とともに配属研修指導員の養成、配属研修受け入れ事務所の拡大を図るための諸策を検討する。

【会員研修の実施】

司法書士の品位保持及び資質の向上を図り、司法書士制度の発展に資する研修を行うという司法書士中央研修所の役割に鑑み、以下の視点を踏まえた研修を行う。

- ① 基礎的知識の確認及びスキル向上のための研修
- ② 司法書士が目指す方向を踏まえた研修
- ③ 特定分野における専門化・高度化を指向する研修

「年次制研修」

多様化する業務を通じてその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とし、

全ての会員が登録後一定年次ごとに、必修として受講すべき年次制研修会を実施する。身体的事由等により研修会場におもむくことができない会員のための代替的措置を講じる。

「単位制研修」

「日司連会員研修規則」及び「日司連会員研修実施要領」に基づき、単位制研修として、会員研修を実施し、実施した研修については、DVDに録画し、各司法書士会へ提供し研修ライブラリに掲載する。

① 制度に関する研修

さまざまな法制度の構築、維持、発展に資するため、制度の有り様や問題点、さらには将来展望について会員間の認識の共有と意識の高揚を図ることを目的として、中央研修会を実施する。

② 業務に関する研修

業務が多様化高度化する中、会員のさまざまな要望に応えられるよう、多様なテーマを選定し、多地域・多日程により実施する。

業務に関する研修については、以下の各分野の中から行う。

- a. 成年後見 b. 企業法務 c. 裁判業務（民事執行を含む）
- d. 民事法 e. 訴訟法 f. 登記法 g. 倫理・専門家責任
- h. 消費者法 i. 非訟事件

③ 臨時研修

業務関係法令の改正等に迅速に対応すべく必要に応じて臨時の研修会を開催する。

【研修制度の研究】

司法書士の日常業務及び司法書士制度発展に必要不可欠である高度な専門能力の習得、向上、研鑽のための研修制度全般について調査研究を行う。

特に、司法書士による不祥事案件が最近多発していることに鑑み、年次制研修等の倫理研修や新人司法書士を対象とした研修制度について重点的に再検討していく。

具体的な事業としては、以下のとおりとする。

- ・新研修情報システム及び新研修ライブラリの維持管理を行う。
- ・e-ラーニングシステム導入及びコンテンツの制作を行う。
- ・研修単位未取得者解消のための「司法書士会指導事例集（仮題）」を作成する。
- ・研修に関する各規則、規程の見直しを実施する。
- ・新人司法書士研修プログラム（仮称）のコンテンツの制作等を行う。
- ・新しい配属研修制度を検討する。

【司法書士講師養成講座（全6講座）の実施】

今年度は、前年度より開始したチューター養成のための「第1回司法書士講師養成講座」の後半部分である第4講から第6講を行う。また、「第2回司法書士講師養成講座」として新たに受講者を募集し、前半の第1講から第3講を今年度の「司法書士講師養成講座」として開講する。

これまで連合会が実施する研修会では、司法書士が講師を務めるほか、学者、裁判官、

弁護士など多くの著名な外部講師に依頼し、司法書士にない学識や経験などを披瀝していただき有益な研修を行ってきた。その一方で、司法書士職能に関する研修である以上、司法書士自身が講師を担えるようにすること、組織自身が講師団を擁し、計画的・組織的に研修実施計画を立案し遂行していくことが求められている。

講師養成が司法書士中央研修所の事業のひとつであることは言うまでもないが、さらに専門家集団としての連合会における将来の研修事業のありようを考えたとき、組織的に計画的な司法書士講師の養成が必要不可欠となる。

連合会が、専門職（プロフェッション）の団体として後継者養成の責務を果たすためにも有効かつ継続的な手段として位置づけたい。

【特別研修の実施】

簡裁訴訟代理等関係業務資格認定の特別研修について、今年度も司法書士法第3条第3項の研修の実施機関として指定を受け、研修の実施に向けて対応する。

特別研修の運営については、中央研修所に委託するとともに、実施場所の司法書士会・ブロック会の協力を得て、特別研修事務局を設置して支援する態勢を整える。

2. 研究事業

【総合研究所の運営及び研究体制の見直し】

運営体制並びに研究体制の見直しを推し進め、効率的な運営を目指すとともに研究部会における調査研究の質の向上や研究方法の改善に取り組む。

【研究成果や人的資源の積極的活用の促進】

研究部会における調査研究活動に加え、研究部会活動以外の諸活動を視野にいたした研究成果や人的資源の活用を促進するため、中央研修所との連携や大学と提携した研究機関としての機能を担うことなどを検討する。

【調査研究情報の収集とその活用の検討】

司法書士による諸研究活動の情報収集や分析処理など研究データベース的役割を担うことができないかなど、新たな機能について検討する。

【研究活動】

連合会における組織研究となる研究部会における調査研究活動は、社会環境の変化や司法書士制度的要請または当該団体組織の目指すべき目標等により、適宜に研究の対象や分野を選択することが必然となる。

総合研究所に設置されている研究部会における研究活動が、中長期的な視野と展望に立っての調査研究活動を行うとの基調にあるとしても、おのずと研究年限にはそれなりの区切りが必要となる。

今年度の総合研究所における各研究部会の研究活動は、この意味においては、現行の各研究部会が設置されていた経緯からすると当該区切りの最終年度となる年度と位置付けられることになる。

各研究部会において掲げてきた調査研究課題の取りまとめとその到達した成果が期待される年度となるので、各研究部会においては、これまでの各研究部会において積み重ねてきた活動を集大成して具体的な形として提出することを想定した運営が期待される。また、以下1～5の既設の研究部会に加え、今年度は法改正等に対する意見書やパブリックコメントなどに柔軟に対応できる研究部会を設置し、必要に応じて他の委員会と協力して対応する。

- 1 家事事件研究部会
- 2 刑事事件研究部会
- 3 法制度比較研究部会
- 4 担保法制研究部会
- 5 プライバシー関係研究部会
- 6 法改正等対応研究部会（仮称）

【会報THINKの発行】

会報THINKを発行する。

3. 国際交流

諸外国の関係団体等との親睦を深め、司法書士制度の発展、司法書士の業務開発のため、大韓法務士協会など諸外国の関係団体との交流、カンボジア等への法整備支援事業のため司法書士の派遣等を行う。

第7 その他の事業

1. 電子証明に関する事務

司法書士認証局が平成24年10月で更新時期を迎えるが、これを更新せずに、新認証局において電子証明に関する事務を行う。司法書士認証局を確実かつ安定的に運用・管理し、土業合同認証局に関する協議を行う。

2. 登録に関する事務

司法書士の登録、会員の変更及び取消し等に関する事務並びに司法書士法人に関する届出事務を行う。

3. 損害賠償責任保険事務

保険会社及び司法書士会とともに、事故に関する協議及び審査を行う。

4. 情報公開に関する事務

会員情報等の連合会が公開すべき情報の公開及び懲戒処分情報の他団体への開示を行う。また、情報の開示請求等に対応する。

5. 会館の管理・運営

司法書士会館の管理、修繕等を行う。

6. 情報の管理

日司連会員情報システム（NSR2）の運営及び整備並びにNSR3の構築を含めた再構築を検討する。また、情報管理面のセキュリティーの向上を図り、様々な利用形態を想定したうえでテレビ会議システムの利用を促進する。

第8 常務執行

第1～第7までの他、専務理事、常務理事、常任理事及び担当委員会等において常務執行を行う。

以上

平成23年度日司連委員会等組織構成（案）

【部門、名称等は暫定】

【対策部】

司法書士法改正対策部【規則 19 条】

【委員会・室】

（総務部門）

総務委員会【30 条】

司法書士執務調査室【規則】（綱紀部会）（執務部会）（倫理部会）

市民救援委員会【規則】

中央事故処理審査委員会【69 条】

（財務部門）

財務調査室【規則】

司法書士会館管理運営委員会【規則】

日司連会館管理運営委員会【規則】

（企画部門）

統計室【規則】

オンライン推進委員会【規則 23 条】

登記制度（情報保管システム）検討委員会【規則 23 条】

不動産登記法改正委員会【規則 23 条】

商業登記・企業法務推進委員会【規則 23 条】

プロボノ活動推進委員会【規則 23 条】

裁判事務推進委員会【規則 23 条】

多重債務問題対策委員会【規則 23 条】

消費者問題対策委員会【規則 23 条】

消費者行政との連携を推進する委員会【規則 23 条】

執務問題検討委員会（仮称）【規則 23 条】

高齢者と障害者の権利擁護委員会【規則 23 条】（成年後見）

経済的困窮者の権利擁護委員会【規則 23 条】（貧困問題）

虐待防止対策委員会【規則 23 条】

子どもの権利擁護委員会【規則 23 条】（未成年後見）（児童虐待防止）

自死問題対策委員会【規則 23 条】

犯罪被害者等の支援を推進する委員会【規則 23 条】

民事信託推進委員会【規則 23 条】

民事法改正委員会【規則 23 条】

司法書士総合研究所【常設】

(司法支援部門)

日司連総合相談センター委員会【規則 23 条】

司法書士ADRセンター委員会【規則 23 条】

法教育推進委員会【規則 23 条】

法テラスとの連携推進委員会【規則 23 条】 (法律扶助)(電話相談センター)

地域司法拡充委員会(公設事務所センター)【規則 23 条】

地域司法拡充基金運営委員会【規則】

(研修部門)

特別研修部【常設】

司法書士中央研修所【常設】

(広報部門)

広報委員会【30 条】

月報発行委員会【30 条】

(登録)

登録常務会【規則】

登録審査会【規則】

司法書士認証局運営委員会【規則】

新認証局業務対応委員会【規則】

(専務・常務室)

メディア対応室【規則】

日司連災害対策室【規則】

日司連国際交流室【規則】

日司連総合情報システム室【規則】

情報開示審査会【規則】

選挙管理委員会【規則】

日司連ネット運営委員会【規則】

組織等改善委員会【規則 23 条】